~あなたの「もったいない」を、誰かの「ありがとう」に~

官庁フードドライブ

家庭にある手つかずの食品 をお持ちください!

~ご協力よろしくお願いします~

【実施日】令和7年**10月30**日(木) 11時30分~13時30分

【場所】

旭川地方合同庁舎 1階アトリウム

持ち込みに関するお問い合わせは下記にお願いいたします。

<u>フードドライブとは?</u>



フードドライブは、家庭にある手つかずの食品を持ち寄り、フードバンク活動団体や地域の福祉施設などに寄付する活動です。

食品ロスの削減だけでなく、食料の支援を必要とする方々への支援や脱炭素社会の実現に向けた取組のひとつでもあり、農林水産省や環境省では、企業や職場・地域での自主的なフードドライブの実施を呼びかけています。

今回、北海道農政事務所旭川地域拠点は、食品ロス削減取り組みへの理解促進と、自ら率先して取り組む機運の醸成を目的に「フードドライブ」を実施いたします。















主催:農林水産省北海道農政事務所

北海道農政事務所旭川地域拠点

事業支援課 消費生活課 地方参事官室

TEL: 011-330-8810 TEL: 011-330-8813

TEL: 0166-30-9300

お持ちいただきたい食品

(☆、◎、○の順に必要性が高い食品です。)

☆インスタント食品、レトルト食品
☆乾物(パスタ、うどん、そばなど)

- ☆缶詰、瓶詰
- ◎ギフト(お歳暮、お中元の余りなど)
- ◎お菓子
- ◎お米(白米、玄米、もち米)※1
- 〇調味料(食用油、醤油、味噌、砂糖など)
- 〇乳児用食品(粉ミルク、離乳食など)
- ○飲料(水、清涼飲料水など)※2
- 〇スキムミルク
- ※1 白米、もち米の場合は精米から2か月以内のもの、玄米の場合は令和5、6年産のもの (未開封であれば紙袋に入ったお米も受取れます。)
- ※2 アルコール飲料を除く
- ※3 生鮮食品、冷蔵・冷凍食品、サプリメント、医薬品、手作り品は受け取れません。
- ※4 日用品は不可(食品に限ります。)

お持ちいただく食品の条件

- ■賞味期限が1か月以上先で常温での保管が可能なもの
- ■包装や外装を他のものに移し替えていないもの
- ■包装や外装が破損していないもの
- ■未開封のもの
 - ※お持ちいただいた食品は、受取りの際に上記の条件をもとに確認させていただきます。
 - ※状態によってはお持ち帰りいただく場合がありますのでご了承ください。

食品ロスを減らしましょう!

- ・食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられている食品のことです。
- ・日本では年間約464万トン(令和5年度推計値)の食品□スが発生しており、国民1人当たりに換算すると、年間約37kg、
- **毎日おにぎり1個のご飯**の量に近い**約102g**の食べものを捨てている計算になります。
- ・食品ロスの削減のために、各ご家庭でできることから始めましょう。

